

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成30年3月2日

香 川 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称

香川県

2 事業の種類

県道屋形崎小江湊崎線改築工事（香川県小豆郡土庄町淵崎字西岡地内から同町淵崎字西屋敷地内まで）

3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在 香川県小豆郡土庄町淵崎字西岡

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測		
甲551番1	宅地	宅地	11.90	11.90	11.90	なし

4 土地所有者の氏名及び住所

洲崎和美 香川県高松市香川町川東上691番地6（持分96分の2）

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 収用の裁決手続の開始を決定した日

平成30年2月28日